

政府からのお知らせ

事業主のみなさまのための

事業

再建ハンドブック

〈平成23年11月30日発行〉

第3次補正予算（11月21日成立）に

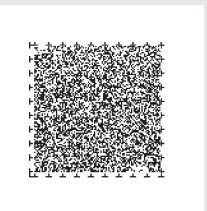
盛り込まれた項目を追加しました。



vol. **4** 事業再建版

ご自由にお持ち帰りください。

生活再建ハンドブックもあわせてご活用ください。



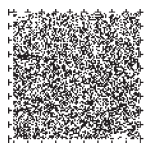
※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。

すべては一日も早い 被災地の**事業再建**のために――。

11月21日、東日本大震災・原子力災害からの
本格的な復興に向けた対策などを進めるため、
約12兆円の第3次補正予算が国会で成立しました。

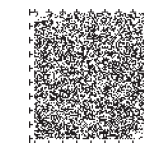
このハンドブックは、第1次補正予算、第2次補正予算の内容を
お知らせした「事業再建ハンドブック Vol.3」(8月19日発行)に、
今回の第3次補正予算に盛り込まれた項目を追加した
「改訂増補版」として、みなさまにお届けするものです。

みなさまの事業再建のため、ぜひお役立てください。



事業主のみなさまへ

- 6 東電福島原子力発電所事故のこと
- 10 すべての事業主のみなさま
- 14 中小企業のみなさま
- 24 水産業のみなさま
- 34 農業のみなさま
- 46 森林・林業のみなさま
- 50 ガス・石油関連事業のみなさま
- 53 生活衛生関係営業のみなさま
- 54 その他の支援
- 56 お問い合わせ一覧



第1次補正予算(5月2日成立)

総合計4兆153億円

被災者支援関係経費
2兆821億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者への融資
- 施設費災害復旧費 など

原子力損害賠償法等関係費
2,593億円

- 自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費

公共事業、災害廃棄物処理関係経費
1兆5,538億円

地方交付税交付金
1,200億円

第2次補正予算(7月25日成立)

総合計1兆9,988億円

被災者支援関係経費
3,774億円

- 被災者生活再建支援金
- 事業再建の支援 など

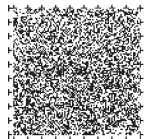
原子力損害賠償法等関係費
2,754億円

- 福島県 健康基金
- 放射能モニタリングの強化 など

東日本大震災復旧・復興予備費
8,000億円

地方交付税交付金
5,455億円

※合計額には、この他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む



第3次補正予算の全体像

総合計12兆1,025億円

(東日本大震災関係経費 11兆7,335億円)

被災者支援、復旧・復興関係経費
被災者のみなさまの
生活再建・事業再建を支援します

3兆2,288億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者等への融資
- 雇用、住宅、医療、介護、福祉関係 など

原子力災害復興関係経費
原子力発電所事故の
収束に向けて取り組みます

3,558億円

- 除染に関する経費
- 福島県原子力災害対応・復興基金(仮称)

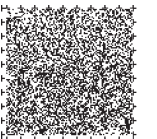
公共事業、災害廃棄物処理関係経費
インフラの復旧や
がれきの処理を進めます

1兆8,594億円

- インフラ復旧に向けた公共事業等の追加
- 災害廃棄物等処理等

東日本大震災復興交付金
地方公共団体自らの復興プランの下の
地域づくりを支援し、復興を加速させます

1兆5,612億円



東電福島原子力発電所事故のこと

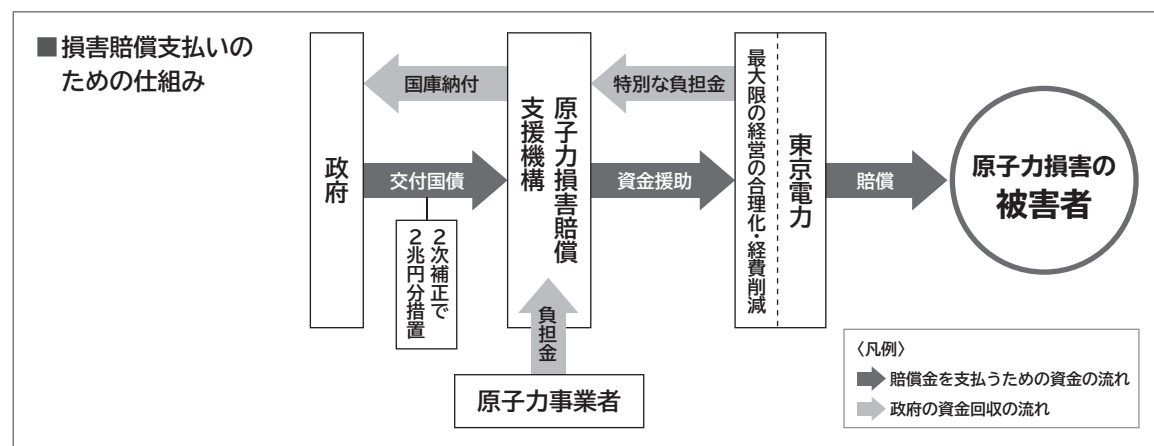
新規

関係者のみなさまへの賠償を迅速、適切に行うために

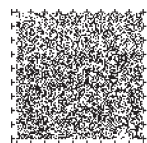
1 賠償支払いに必要な予算、仕組みを万全にしています

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、東京電力より、損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

- 政府として、この損害賠償の支払いが迅速、適切に行われるよう、原子力損害賠償の支援を行う機構を新たに設立し、政府から機構に最大2兆円の国債を交付し、損害賠償の支払いを支援します。



- 東京電力と被害者間の賠償を円滑に進めるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定などに関する指針を策定しています。
- また、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合には、同審査会において和解の仲介を行います。



2

観光業に係る中小企業者の風評被害に対し仮払金を支払います

→ 3次補正 263億円

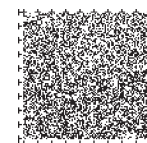
東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故に伴う原子力損害については、東京電力において、全ての原子力損害について本賠償の受け付けが開始されていますが、東京電力による本賠償に時間を要するような場合、東京電力が支払うべき賠償金の一部を国が先にお支払いする仮払いを行うことにしています。福島県、茨城県、栃木県、群馬県における観光業であって中小企業者が受けた風評被害を対象に9月21日より受け付けを開始しました。

お問い合わせ先 東京電力による本賠償について

福島原子力補償相談センター
 ☎ 0120-926-404 (月～日 9:00～21:00)

原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審議会について
 原賠ホットライン
 TEL 03-5537-0245 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

国による仮払いについて
 仮払いホットライン
 ☎ 0120-388-535 (月～金 10:00～18:00 祝日除く)



東電福島原子力発電所事故のこと

放射能に関するみなさまの不安を減らすために

1 福島県や全国の放射線モニタリングを強化し、把握した情報を提供しています

→1次補正 17億円

→2次補正 235億円

福島県および全国の放射線モニタリングデータの把握をさらに充実・強化します。また、把握した情報は、ホームページなどを通じてみなさまに提供してまいります。

●福島県内の放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用します。

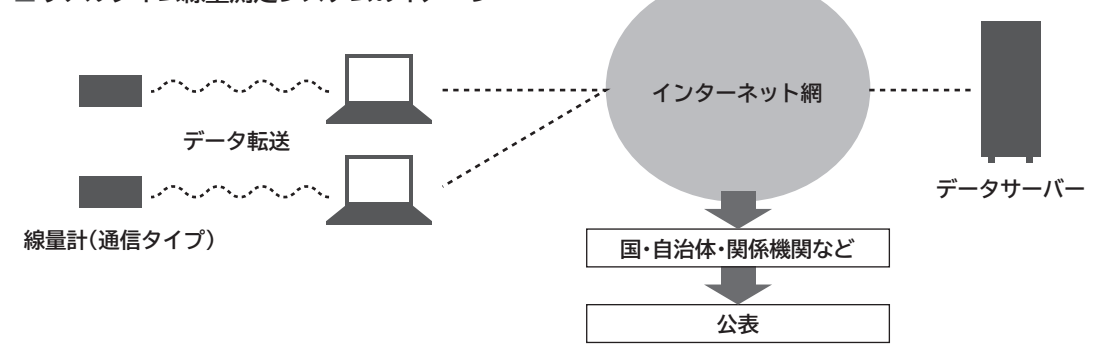
●可搬型モニタリングポストを福島県内の全市町村に計354台、および福島県隣接県(宮城、山形、新潟、群馬、栃木、茨城)に130台設置中



可搬型モニタリングポスト

●小・中・高校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線量を測定するシステムを導入し、測定結果をリアルタイムで公表します

■リアルタイム線量測定システムのイメージ



●全国における放射線モニタリングを強化します。

●全国にモニタリングポストを計250台増設中

●青森県から愛知県まで(現在は福島県と隣接県の一部)におよぶ広域的な放射線量分布を把握するための航空機による調査などを実施中

お問い合わせ先 ▶ 文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042

2 放射線量などの分布マップを継続的に作成します

→3次補正 8億円

今後の住民の健康管理、除染対策などに必要な情報を提供するため、福島県を中心に、詳細な空間線量率の測定や地表面に沈着した放射性物質濃度の調査(放射線量など分布マップの作成)などを実施します。

お問い合わせ先 ▶ 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

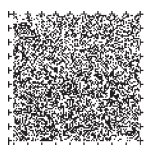
FAX 03-6734-4042

3 原子力災害などについて、みなさまからの質問や相談に応じています

→3次補正 0.6億円

3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力災害に関し、みなさまからの質問や相談などに応じ、正しい原子力災害に係る情報を提供することによりみなさまの不安を取り除くコールセンターを原子力安全・保安院内に設置しています。引き続き、原子力災害に関する質問や相談をコールセンターで受け付けています。

お問い合わせ先 ▶ TEL 03-3501-1505 (月～日 8:00～22:00)



すべての事業主のみなさま

雇用を維持する事業主を応援しています

→1次補正 7,269億円

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方々が、従業員の方々を解雇せず、休業などの措置によって雇用を維持した場合、その費用の一部を助成するものです。

- 被災地域の事業主が、この助成金を利用する場合、事業活動の縮小の程度を判断する期間を3カ月から**1カ月に短縮**する措置を、既に実施しています。
※事業主と一定規模(1/3)以上の経済的関係を有する他の地域の事業主の方々も同様です。
- 支給限度日数については、支給対象期間(1年間)において、被災前の支給日数にかかわらず、最大300日利用可能とする特例措置を設けました。
- また、被保険者期間が**6カ月未満であっても助成金の対象**とする暫定措置を延長しました。

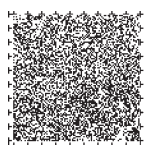
お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P56・57参照)

被災された方を雇用する事業主を応援しています

→1次補正 63億円

- 被災して離職された方や、被災地域にお住まいで仕事を探しておられる方々を、ハローワークなどの紹介で雇い入れた事業主の方々に、**50万円を助成**しています(中小企業は90万円)。
- 1年以上継続雇用した対象労働者が10人以上となった場合、50万円(中小企業は90万円)を追加して支給します。

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P56・57参照)



拡充

職業訓練を支援しています

→3次補正 6億円

- ① 震災により被災された方(新規学卒者を含む)などを新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練(OJTを含む)を行う場合に、その訓練費を助成しています。
- ② 従業員の能力開発に取り組む被災地の事業主に対し、キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げなどを実施しています。また、震災の影響で売り上げなどが減少したことにより新たな事業を展開するため、従業員の能力開発に取り組む中小企業事業主の方々に対しても助成率を引き上げます。
- ③ 県外の大学院などが行う高度な教育訓練を活用し、中核人材を育成する岩手県、宮城県、福島県の中小企業事業主に対し、訓練経費、住居費を支援しています。
- ④ 被災地の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取り組みに対して支給する助成金(建設雇用改善助成金)について助成率の拡充などを行います。

お問い合わせ先 ▶ ①④について お近くのハローワーク(P56・57参照)
②③について お近くの労働局(P57参照)

就職支援を行っています

既卒者の雇用

→3次補正 235億円

被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用した事業主に対して支給する、次の奨励金の特例措置について、平成24年度末(平成25年3月末)まで対象期間を延長しました。

- **3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金(当初から正規雇用の場合)**
正規雇用から6カ月定着した場合の支給額:120万円
利用回数:1事業所当たり最大10回(雇用保険適用事業所単位)
- **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(有期雇用から正規雇用に移行する場合)**
正規雇用から3カ月定着した場合の支給額:60万円

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワークまたは
新卒応援ハローワーク(P56・57参照)



すべての事業主のみなさま

拡充

障害者の就職・雇用継続

→ 3次補正 1億円

- ①被災地の障害者については、一定の実習(実習型雇用支援事業)を経て正規雇い入れた企業に対する「正規雇用奨励金」の支給回数を増やします。
(通常2回を3回(計100万円から150万円)に)
- ②障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターについて、支援体制を充実します。

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P56・57参照)

障害者就業・生活支援センター(全国311箇所 ※平成23年11月現在)

障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/10.pdf>

地域障害者職業センター(各都道府県)

障害者に対する専門的な支援を提供します。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#03>

新規

中高年齢農漁業者を対象とした講習

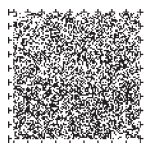
→ 3次補正 1億円

- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体などが雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を実施します。
- 雇用する中高年齢農漁業者に当該講習を受講させる農業法人・漁業経営体などには、受講期間の賃金相当分の支援を行います。

お問い合わせ先 ▶ 厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室

TEL 03-5253-1111(内5850) (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-2278



拡充

厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています

事業所や私立学校からの申請があり、下記の条件のいずれにも該当する場合は、事業主および被保険者の厚生年金保険料または私学共済年金掛金が免除になります。

- 平成23年3月11日に特定被災地域に所在していた会社の事業所や私立学校が東日本大震災による被害を受けたこと。
- 被災により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないこと、又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないこと。

この他、納付が猶予される場合があります。

お問い合わせ先 ▶ 厚生年金について

事業所の所在地を管轄する年金事務所(P68参照)
(ご相談はお近くの年金事務所でも可能です。)

私学共済年金について

日本私立学校振興・共済事業団

TEL 03-3813-5321 (月~金 9:00 ~ 17:30 祝日除く)

FAX 03-3813-5356

新規

被災地域の復興に役立つ産学官連携による実証研究を補助します

→ 3次補正 12億円

- 被災地域の企業、公設試験研究機関、大学などと連携した共同研究体による被災地域の復興・発展に役立つ実証研究に対し、国が補助(2 / 3)を行います。

お問い合わせ先 ▶ お近くの経済産業局などへ(P57参照)



中小企業のみなさま

被災した中小企業の事業継続・再開を支援します

事業の継続・再開支援のため、1～12にあるようなさまざまな支援策を創設しました。資金繰りや経営の悩み、どこに相談したらよいか、お困りの中小企業のみなさま、お電話をください。

お問い合わせ先 **中小企業電話相談ナビダイヤル**

TEL 0570-064-350 (月～金 9:00～17:30 祝日除く)



1 **二重債務対策として、相談窓口の強化や震災前の借入の負担軽減などを行っています**

→2次補正 215億円

→3次補正 45億円

〈中小企業再生支援協議会の体制強化・再建買取等を行う機構の設立支援〉

債務を抱えたまま被災した小規模事業者も含む、幅広い事業者のみなさまの事業再生を支援するため、以下のような取り組みを行います。

- 被災県(岩手県、宮城県、福島県など)において、商工会議所などに設置されている中小企業再生支援協議会に総合的な相談窓口(「産業復興相談センター」)を設置、常駐専門家の増員などにより、事業再生の相談体制を抜本的に強化します。
- 協議会に相談を行った被災事業者であって、協議会の再生計画策定支援を受けた方を対象に、事業再生の可能性を判断する間の利子負担を軽減するため、利子補給を行います。
- 債権の買取などを行う産業復興機構を設立し、金融機関からの新規融資を受けやすくすることにより、被災事業者のみなさまの事業再生を支援します。

お問い合わせ先 **相談体制の強化、新たな機構の設立について**

中小企業庁経営支援課

TEL 03-3501-1703 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

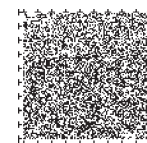
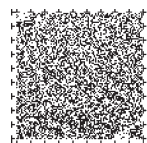
FAX 03-3501-7099

利子補給について

中小企業庁金融課

TEL 03-3501-1511 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-6861



2 中小企業の再チャレンジを 低利・長期の融資で支援します →2次補正 10億円

〈再チャレンジ支援融資〉

日本政策金融公庫(日本公庫)が、今回の震災の被害を受け、いったん廃業した中小企業者などであって、新たに事業を開始する方を対象に、通常の融資とは別枠で、貸付期間の延長や金利引き下げなどを行った低利・長期の融資で支援します。

日本公庫(中小企業事業)

	今回の「別枠」	通常の融資
貸付限度額	3億円	7.2億円
貸付利率	基準利率から最大1.4%引き下げ	1.65% (基準利率)
貸付期間	設備:20年以内 運転:15年以内	設備:15年以内 運転:7年以内

日本公庫(国民生活事業)

	今回の「別枠」	通常の融資
貸付限度額	6,000万円	2,000万円
貸付利率	基準利率から最大1.4%引き下げ	2.15% (基準利率)
貸付期間	設備:20年以内 運転:15年以内	設備:15年以内 運転:7年以内

※貸付期間5年以内の基準利率(平成23年7月末現在)。利率は返済期間などにより変動。

お問い合わせ先 **日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505** (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

(中小企業事業) ☎ 0120-327-790 (土日祝日 9:00～17:00)

(国民生活事業) ☎ 0120-220-353 (土日祝日 9:00～17:00)



3

国内外展示会への出展支援などにより、
中小企業の海外展開を支援しています

→2次補正 20億円

→3次補正 10億円

〈中小企業海外展開等支援事業〉

東日本大震災などにより影響を受けている中小企業の海外展開を支援するため、以下の事業を実施します。

- 国内外で実施される展示会への出展や海外販路開拓の事前準備を支援します。
- 海外展開について、専門家によるアドバイスを行っています。
- 海外の主要なバイヤーを日本に招き、被災県の製品を中心とした商談会を開催します。

お問い合わせ先 本事業について

中小企業庁新事業促進課

TEL 03-3501-1767 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7055

経済産業省通商政策局通商政策課

TEL 03-3501-1654 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-2081

国内展示会への参加、経営に関するアドバイスについて

(独)中小企業基盤整備機構国際化支援センター

TEL 03-5470-2375 (月～金 9:00～17:45 祝日除く)

FAX 03-5470-2376

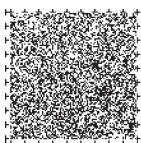
海外展示会への参加、貿易・投資に関するアドバイス、

海外バイヤーとの商談会への参加について

(独)日本貿易振興機構

TEL 03-3582-5539 (月～金 9:00～17:45 祝日除く)

FAX 03-3588-6207



4

金融機関からの借入を債務保証しています

→1次補正 3,209億円

→3次補正 3,703億円

- 信用保証協会が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者の方を対象として、金融機関からの事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入を、債務保証しています。
- 災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
- 保証料率は、0.8%以下、保証割合は融資額の100%です。

お問い合わせ先 お近くの信用保証協会

青森県信用保証協会

TEL 017-723-1354 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

FAX 017-723-1439

岩手県信用保証協会

TEL 019-654-1505 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

FAX 019-654-9242

宮城県信用保証協会

TEL 022-225-5230 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

FAX 022-216-0546

福島県信用保証協会

TEL 024-526-1530 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

FAX 024-533-8721

茨城県信用保証協会

TEL 029-224-7811 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

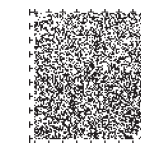
FAX 029-224-2581

千葉県信用保証協会

TEL 043-221-8181 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

FAX 043-221-8421

など



中小企業のみなさま

拡充

5 長期・低利の融資を行っています

→1次補正 1,786億円

→3次補正 2,230億円

〈東日本大震災復興特別貸付〉

日本政策金融公庫(日本公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業の方、風評被害など震災の影響で売上げが減少している中小企業などを対象に、長期・低利の融資を行っています。

●貸付限度額

日本公庫(中小事業)・商工中金:7.2億円、日本公庫(4,800万円)(本制度以外の既存の借入れにかかわらず、借りられるようになりました)。

※日本公庫(国民事業)の生活衛生貸付については、5,700万円

●貸付利率

基準利率から最大で0.5%引き下げ

※基準利率:日本公庫(中小事業)・商工中金1.65%、日本公庫(国民事業)2.15%

〈貸付期間5年以内の基準利率(平成23年10月24日時点)。利率は返済期間などにより変動〉

さらに、震災により直接または間接に被害にあわれた方は、別枠で金利の引き下げを措置しています。

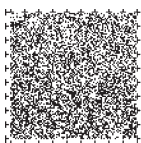
お問い合わせ先 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 (平日)

(中小企業事業) ☎0120-327-790 (土日祝日)

(国民生活事業) ☎0120-220-353 (土日祝日)

商工組合中央金庫 ☎0120-079-366 (平日)

☎0120-542-711 (土日祝日)



拡充

6 中小企業グループなどが持つ施設などの復旧・整備費のうち3 / 4を補助しています

→1次補正 155億円

→2次補正 100億円

→復旧・復興予備費 1,249億円

〈中小企業組合等復旧・復興支援事業〉

地域経済の核となる中小企業などのグループが、県が認定する復興事業計画に基づいて、その計画に必要な生産・販売施設などの復旧・整備を行う場合、国と県が連携して補助を行っています。

●復旧・整備費用の1 / 2を国が、1 / 4を県が補助しています。

お問い合わせ先 中小企業庁経営支援課

TEL 03-3501-1763 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099

東北経済産業局地域経済課

TEL 022-221-4876 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 022-265-2349

新規

7 被災した中小企業が、設備を再度リースにより導入する際の費用を補助します

→3次補正 100億円

●震災に起因するリース設備の滅失などによりリース債務を抱えた中小企業者の方を対象として、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助します。

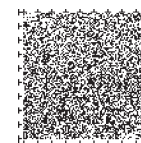
●補助率は、新規リース料の10%です。

●補助金の申請手続きは指定リース事業者が行います。

お問い合わせ先 経済産業省商務流通グループ商取引・消費経済政策課消費経済企画室

TEL 03-3501-1905 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-6646





8

仮設工場、仮設店舗などを整備して貸し出しています

- 1次補正 10億円
- 2次補正 215億円
- 3次補正 49億円

〈被災地域産業地区再整備事業〉

中小企業の方などが速やかに事業を再開するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗などを整備して、地方公共団体を通じて原則として無料で貸し出しています。

お問い合わせ先 (独)中小企業基盤整備機構の窓口

中小企業復興支援センター盛岡

TEL 090-4097-6989 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 019-653-6980

中小企業復興支援センター仙台

TEL 022-399-9077 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 022-716-1752

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

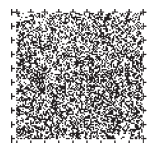
TEL 024-529-5113 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 024-529-5113

中小企業基盤整備機構関東支部企画調整課

TEL 03-5470-1509 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 03-3433-8583

中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部

TEL 03-5470-1501 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 03-5470-1548



9

復旧・復興のために無料で支援専門家を派遣しています

- 1次補正 10億円
- 3次補正 17億円

〈復旧・復興のための支援専門家派遣〉

中小企業基盤整備機構が盛岡、仙台、福島などの被災地に支援拠点を設置し、無料で中小企業の相談を受け付けています。

- また、災害対応の相談員が被災地域の支援機関(商工会・商工会議所など)を巡回し、無料で被災中小企業の相談を幅広く受け付けるなどの支援を行っています。

お問い合わせ先 中小企業復興支援センター盛岡

TEL 090-5219-5527 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 019-653-6980

中小企業復興支援センター仙台

TEL 022-399-9077(代) (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 022-716-1752

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

TEL 024-529-5113 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 024-529-5113

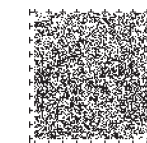
または、お近くの商工会、商工会議所

中小企業基盤整備機構関東支部経営支援部

TEL 03-5470-1637 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 03-5470-1045

中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部

TEL 03-5470-1501 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)
FAX 03-5470-1541



新規

10

新卒者などの中小企業での職場実習を通じて中小企業の人材確保を支援します

→3次補正 25億円の内数

新卒者や卒業後3年以内の未就職者の方々に、被災地域などの中小企業の事業現場などで原則6カ月間の職場実習(いわゆるインターンシップ)を行っていただくことで、社会人としての基礎知識や中小企業で必要とされる技術・知識・ノウハウの習得を支援します。実習期間中、実習生に対しては日額7,000円、受入企業に対しては日額3,500円の助成金を支給します。

お問い合わせ先 中小企業庁経営支援部経営支援課

TEL 03-3501-1763 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099

新規

11

中小企業の新商品開発・販路開拓などを支援します

→3次補正 15億円

〈農商工連携等の活用による被災地等復興促進支援事業〉

●東日本大震災により被災した中小企業の振興に向け、以下の取り組みによる新商品開発や販路開拓を全額補助により支援します。

- ①農商工連携 ②地域資源活用 ③異分野連携
- ④ものづくり基盤技術を活用した企業連携

お問い合わせ先 ①~③について 中小企業庁新事業促進課

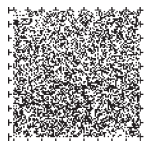
TEL 03-3501-1767 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7055

④について 中小企業庁創業・技術課

TEL 03-3501-1816 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7170



新規

12

中小企業の販路開拓などを支援します

→3次補正 10億円

〈中小企業の地域産品販路開拓等支援事業〉

- ①複数の中小企業が協働で行う国内外販路開拓などを支援します。被災地中小企業については、全額補助で支援します。
- ②大都市圏における被災地の産品の大規模展示・販売会の開催やインターネットの活用促進を通じて、被災した中小企業の販路開拓と商品のPRを支援します。
- ③大型トレーラーなどで、被災地の地域産品などを搭載して全国の主要都市などを巡回し、広くPRや販売を実施する事業を支援します。

お問い合わせ先 ①②の事業について 中小企業庁新事業促進課

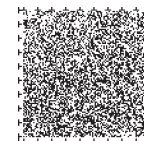
TEL 03-3501-1767 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7055

③の事業について 中小企業庁小規模企業政策室

TEL 03-3501-2036 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099



水産業のみなさま

水産業の復旧・復興を支援します

1 被災した若青年漁業者の漁業再開までの技術習得を支援します

→3次補正 11億円

〈漁業復興担い手確保支援事業〉

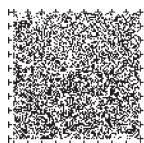
若青年漁業者が漁業の再開までの期間を活用して、他の経営体の漁船などで研修(最長2年間)を行う場合、国が支援します。



- 被災した若青年漁業者を一時的に受け入れ、技術などを指導した漁業者を対象に、研修費用を最大で月18.8万円を補助します。
- 被災地において、漁業への就業を希望する漁家の子弟を新たに受け入れ、技術を指導した漁業者を対象に、研修費用を最大で月9.4万円を補助します。
- 協業化などに伴い、必要となる資格などの講習に係る経費を補助します。

お問い合わせ先 水産庁企画課

TEL 03-6744-2340 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)
FAX 03-3501-5097



2 漁業者、養殖業者のみなさまの経営再建に必要な経費を補助します

→3次補正 818億円

〈漁業・養殖業復興支援事業〉

- 地域の漁業者、養殖業者などが、漁業復興計画や養殖復興計画を作り、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)を、国が支援します。
- 国は、水揚げ金額では賄えない必要経費の9 / 10、2 / 3または半額を補助します。

	復興計画の類型	補助率
漁業	改革型(新造船の導入を伴うもの)	1 / 2、2 / 3*
	回復型(既存船の活用によるもの)	9 / 10
養殖業	-	9 / 10

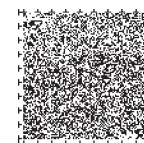
※かつお・まぐろ類を対象とする漁業で、国際的な資源管理措置の強化に対応するため複数のオブザーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合、補助率は2/3

お問い合わせ先 漁業者の方 水産庁漁業調整課

TEL 03-3502-8469 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)
FAX 03-3501-1019

養殖業者の方 水産庁栽培養殖課

TEL 03-6744-2383 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)
FAX 03-6744-2386





3 漁港や海岸などの復旧の事業費を補助しています

〈漁港施設等災害復旧事業〉 →1次補正 246億円 →3次補正 2,277億円

地震や津波の被害を受けた漁港や海岸などの復旧を、国が支援しています。

- 国は、事業費の2 / 3(漁港、海岸)、6.5 / 10(漁業用施設)を補助しています。

〈漁港施設等災害関連事業〉 →1次補正 4億円 →3次補正 70億円

復旧に加え、構造物の強化など必要な災害防止対策を県や市町村が行う場合、国が支援しています。

- 国は、事業費の半額を補助しています。

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 P58参照

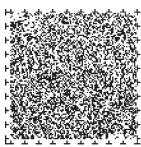
この事業についてのお問い合わせ先:水産庁防災漁村課
TEL 03-3502-5638(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3581-0325

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

〈災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策〉 →1次補正 55億円 →3次補正 202億円

拠点漁港の機能強化や地盤沈下対策、漁場整備などを、国が支援します。また、漁場施設の被災状況の調査や漁村防災対策の緊急点検などを実施します。

- 拠点漁港の流通・防災機能の強化、水産加工場など漁港施設用地の嵩上げ・排水対策など漁港の地盤沈下対策を道県が実施する場合、事業費の半額または2 / 3(北海道、離島における嵩上げあり)を補助します。
- 漁場の生産力回復のための整備を道県が実施する場合、事業費の半額を補助します。



お問い合わせ先 P58参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁計画課
TEL 03-3502-8491(月~金 9:30~18:15 祝日除く)
FAX 03-3581-0326



4 漁船や定置網などの漁具の導入費を補助しています

→1次補正 274億円

→3次補正 121億円

〈共同利用漁船等復旧対策事業〉

- ①漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国が支援します。国は、事業費の1 / 3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1 / 3以上を補助しています。
- ②被害を受けた漁業者などのグループが、省エネ機器設備を導入する場合、国が支援します。国は、機器設備の導入費用の半額を補助します。

お問い合わせ先 漁船など復旧関係 水産庁漁業調整課

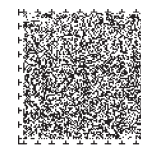
TEL 03-6744-2393 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-1019

機器設備関係 水産庁企画課

TEL 03-6744-2341 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-5907





5

養殖施設の復旧事業費の最大9割を補助しています

→1次補正 240億円

→3次補正 107億円

〈養殖施設災害復旧事業〉

激甚災害法に基づき、都道府県が養殖施設の災害復旧事業を実施する場合、国が支援しています。

- 国は、事業費の最大9／10を補助しています。

お問い合わせ先▶ 水産庁栽培養殖課

TEL 03-3502-0895 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6744-2386

6

さけ・ますの飼育池などの整備費の最大2／3を補助しています

→1次補正 27億円

〈さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業〉

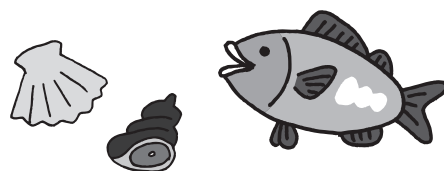
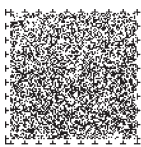
平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備などを国が支援しています。

- 国は事業費の最大2／3を補助しています。

お問い合わせ先▶ P58参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁栽培養殖課

TEL 03-3502-8489(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-6744-2386



7

放流種苗の確保のために必要な経費や取り組みを補助します

→3次補正 22億円

〈被災海域における種苗放流支援事業〉

- アワビ、ウニ、ヒラメなどの放流用種苗を生産している被災県の生産体制が整うまでの間、放流種苗の確保のために必要な経費や取り組み、生息環境を整備する取り組みを、国が支援します。
- 国は、放流種苗を確保するために必要な経費や取組について、最大2／3を補助します。

お問い合わせ先▶ P58(被災県の農林水産部などの一覧)参照

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁栽培養殖課

TEL 03-6744-2385(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-6744-2386



8

製氷施設、冷凍冷蔵施設などの整備費を補助しています

→1次補正 18億円

→2次補正 193億円

→3次補正 990億円

〈水産業共同利用施設復旧支援事業〉

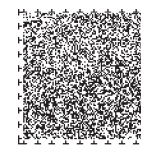
- 漁協などが、水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、冷凍冷蔵施設、市場、荷さばき施設、加工施設・養殖施設など)の復旧に向け、機器などを整備する場合や施設の修繕、仮設施設の整備をする場合、国が支援しています。

〈水産業共同利用施設復旧整備事業〉

- さらに、3次補正予算により、水産業共同利用施設の本格的な復興に向けた、規模の適正化や衛生機能の高度化、漁港機能の回復などを図るための施設の整備を、国が支援します。
- 国は、事業費の2／3または半額を補助しています。

お問い合わせ先▶ 水産業共同利用施設復旧支援事業について(P58参照)

水産業共同利用施設復旧整備事業について(P58参照)



新規

9

遠隔地からの原料確保などに伴い追加的に発生する経費を支援します

→3次補正 2億円

〈加工原料等の安定確保取組支援〉

- 被災地の漁協や水産加工協が遠隔地から原料を確保する場合の、運賃、通常の製造ラインの変更が必要な場合に、追加的に発生する経費(パッケージ変更費、製造ライン改修費など)の一部を国が支援します。
- 国は、事業費の半額を補助します。

お問い合わせ先 水産庁加工流通課

TEL 03-6744-2349 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3508-1357

拡充

10

漁場の漂流物の回収に補助金を支給しています

→1次補正 93億円

→3次補正 65億円

〈漁場生産力回復支援事業〉

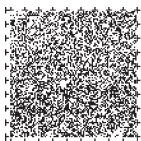
藻場の喪失などにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るため、漁業者グループが、がれきの回収などを行う場合、国が支援しています。

- 漁場のがれきの回収を行った場合、漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日(15トン未満の場合)を支給しています。
- 3次補正予算により、新たに、沿岸や沖合で操業中に回収したがれきの処理を行う場合にも、その必要経費を支給します。

お問い合わせ先 水産庁漁場資源課

TEL 03-3502-8486 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1682



拡充

11

漁場の大型がれきの回収費などを補助しています

〈漁場堆積物除去事業〉

→1次補正 23億円

→3次補正 70億円

〈漁場漂流物回収処理事業〉

→1次補正 7億円

→3次補正 30億円

漁場に漂流・堆積している大型のがれきについて、専門業者による調査や回収処理を行う場合、国が補助しています。

お問い合わせ先 水産庁漁場資源課

TEL 03-3502-8486 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1682

12

漁船保険や漁業共済の保険金などの支払を万全にしました

→1次補正 860億円

〈漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払〉

東日本大震災により発生する再保険金および保険金の支払いに万全を期するため、漁船普通保険勘定および漁業共済保険勘定に支出しています。

お問い合わせ先 P59・60参照

13

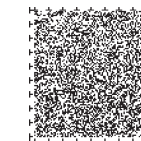
保険金などの準備金超過分の財源支援を行っています

→1次補正 80億円

〈漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業〉

漁船保険組合の保険金および漁業共済組合の共済金の支払に関し、組合の準備金を超過した場合、その超過部分の財源の支援などを行う漁船保険中央会および全国漁業共済組合連合会に国庫補助を行っています。

お問い合わせ先 P59・60参照





14

災害復旧・復興関係資金について、
実質無利子化・無担保・無保証人化しています

→1次補正 74億円

→3次補正 47億円

〈水産関係資金無利子化等事業〉

災害復旧・復興に必要な水産関係の日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金および漁業経営維持安定資金の貸付金利を実質無利子化しています。また、無利子化する公庫資金について、無担保・無保証人での融資も可能としています。

- 3次補正による融資枠は総額221億円(うち公庫資金54億円、近代化資金107億円、経営維持安定資金60億円)です。

〈漁業者等緊急保証対策事業〉

漁業者・漁協などの復旧・復興関係資金などに対する融資が無担保・無保証人で行われるよう、緊急的な保証について支援しています。

- 3次補正による保証枠は総額275億円です。

お問い合わせ先 ▶ 漁業近代化資金の貸付を希望される方(P61～63参照)

日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方

日本政策金融公庫

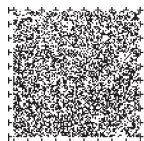
☎0120-154-505 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

沖縄振興開発金融公庫

TEL 098-941-1840 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

この事業についてのお問い合わせ先:水産庁水産経営課

TEL 03-6744-2347(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3591-1180



15

生産資材購入などのための借入れを
無利子化しました

→1次補正 4億円

〈被害農家営農資金利子補給等補助金〉

農林漁業者の方々が、経営の復旧に必要な生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられるよう、国が支援しています。融資枠は1,000億円です。

- 例えば、漁業用燃料などの購入資金として250万円、養殖、漁船の建造・取得資金として600万円、漁具の取得資金として5,000万円をそれぞれ上限に融資が受けられます。

お問い合わせ先 ▶ お近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局総務課

TEL 03-3502-6442(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3592-7697

16

経営再建の借入れを実質無利子化しました

→1次補正 4億円

〈漁協経営再建緊急支援事業〉

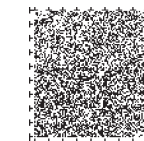
被災漁協などが経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化しました。

- 融資枠は総額290億円です。

お問い合わせ先 ▶ 水産庁水産経営課

TEL 03-3502-8416 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3591-1180



農業のみなさま

農業の復旧・復興を支援します

1 被災された方々の農業分野での就業を支援します

→3次補正 7億円

新規

〈被災者向け農の雇用事業〉

- 被災された農業者の方々を農地の復旧まで一時的に雇用する場合や、被災された方で就農を希望する方を正社員として雇用する場合に、農業法人などに対し、技術習得にかかる研修経費などの助成を行います。

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省経営局経営政策課、就農・女性課

TEL 03-6744-2143 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

03-3502-6469 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-6007

03-3593-2612

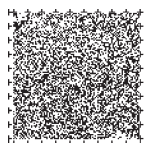
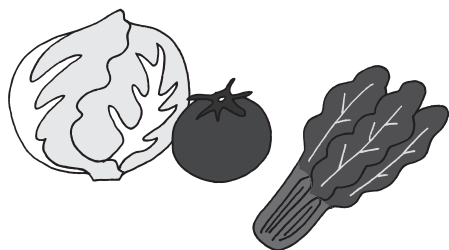
〈新規就農相談〉

全国新規就農相談センターでは、農業法人などの求人情報の紹介やマッチング、農業を始めたい方向けの就農相談などを実施しています。

お問い合わせ先 ▶ 全国新規就農相談センター

TEL 03-6910-1126 (月～金 9:30～17:00 祝日除く)

URL http://www.nca.or.jp/Be-farmer/recruit_emergency/recruit.php



新規

2 耕作放棄地を活用した営農再開を支援します

→3次補正 17億円

〈被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業〉

被災した農家などが、避難先などにおいて耕作放棄地を活用した営農の再開に取り組む際、耕作放棄地の再生作業、基盤整備、農業用機械・施設の整備などを、国が定額で支援します。

■定額による支援の例

雑草・雑木などの除去 (抜根を伴う場合)	5万円/10a (10万円/10a)
整地など	5万円/10a
土づくり	5万円/10a

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室(P64参照)

新規

3 移転を希望する農家と受入れ先とのマッチングを支援します

→3次補正 2億円

〈農山漁村被災者受入円滑化支援事業〉

他の地域へ移転を希望する被災された農家の方々などに対して、農山漁村地域における受入れ情報を提供するとともに、受入れ地域とのマッチングを支援します。

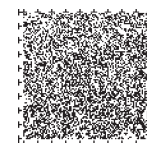
- 「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、全国の農山漁村の雇用、農地、住まいなどの受入れ情報を収集し、被災地域へ提供しています。

※これまでに以下のような情報を収集し、被災地域に提供中。(平成23年10月5日現在)

- 農山漁村の空き家などの住まい:約2,500戸 約21,000人分
- 農林水産業関係の雇用:152社・法人 440人分
- 活用できる農地や耕作放棄地:農地21市町村約271ha、耕作放棄地約78千ha

- 被災された農家の方々などの意向を踏まえ、受入れ地域との調整を支援するとともに、受入れ地域の農地などの事前調査のために必要な旅費などを支給します。

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省農村振興局中山間地域振興課(P64参照)



農業のみなさま



4

除塩や区画整理などの事業費の最大9割を補助しています

→1次補正 689億円 (内数)

→3次補正 2,080億円 (内数)

〈土地改良法の特例措置等〉

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国などが緊急に行う災害復旧および除塩並びにこれとあわせて区画整理などの事業を円滑に実施しています。

- 国は、事業費の9/10(除塩事業)、6.5/10または5/10(災害復旧事業など*)を補助しています。

※東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律などによる嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 お近くの農政局整備部防災課(P64参照)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局防災課
TEL 03-6744-2211(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0304
土地改良法の特例に関するお問い合わせ先:農林水産省農村振興局土地改良企画課
TEL 03-6744-2187(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3501-4950



5

区画整理などに伴う農地集積のための調査・調整を支援します

→3次補正 5億円

〈農業基盤復旧復興整備計画策定事業〉

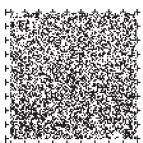
被害を受けた農地における早期の営農再開を図るため、農業の基盤整備を円滑に進め、農地の大区画化や換地などによる農地集積を促進します。

- 農業者団体などによる、区画整理、換地などに伴う農地集積のための調査・調整活動に対し、国は、定額で補助します。

お問い合わせ先 農林水産省農村振興局農地資源課

TEL 03-6744-2208 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3592-0302



6

農業の復旧と施設改築・補強などの災害対策を実施しています

→1次補正 689億円 (内数)

→3次補正 2,080億円 (内数)

〈災害復旧事業等〉

- 地震などにより被災した農地・農業用施設などの災害復旧を実施しています。
- 再度災害防止のために災害復旧事業とあわせて行う施設の補強および農村生活環境施設などの復旧も行っています。

お問い合わせ先 お近くの農政局整備部防災課(P64参照)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局防災課
TEL 03-6744-2211(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0304

7

農地などの排水を無料で行っています

→1次補正 9億円

〈災害対策支援機械費〉

湛水している農地などについて早期に湛水解消を図るため、要請に応じて国が保有する災害応急用ポンプを緊急的に配備し、排水対策を実施しています。

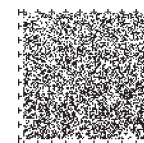
- 沿岸部で津波の被災により排水不能となっている排水機場について、降雨に伴う洪水被害などの二次災害を防止するため、ポンプを借り上げて、排水対策を実施しています。
- 災害応急用ポンプなどの配備、運用の一切を、国が全額負担しています。

お問い合わせ先 東北農政局土地改良技術事務所施設・管理課

TEL 022-295-5547 (月~金 8:30~17:15 祝日除く)

FAX 022-297-6637

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局設計課
TEL 03-3502-6094(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3500-4053





8

農協施設などの復旧事業費の最大9割を補助しています

→1次補正 76億円

→3次補正 14億円

〈農林水産業共同利用施設災害復旧事業〉

農協などが所有する農林水産業共同利用施設を復旧する場合、国が支援しています。

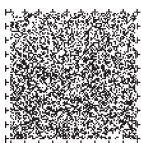
- 国は事業費の最大9割を補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 農業協同組合関係(P65参照)

漁業協同組合関係(P65参照)

森林組合関係(P65参照)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局総務課
TEL 03-3502-6442(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-7697



9

共同利用施設の復旧や生産資材の購入などを支援しています

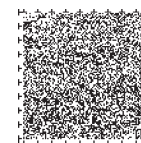
→1次補正 341億円

〈東日本大震災農業生産対策交付金〉

共同利用農業用施設(乾燥調製貯蔵施設、集出荷施設、加工施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料保管調整施設、鳥獣被害防止施設など)、農業研修教育施設、乳業施設の復旧に対して支援しています。

- 農業用施設の安定的な運営を支えるバイオマス、小水力などの再生可能エネルギー供給施設の復旧に対して支援しています。
- 共同利用農業機械などのリース方式などによる導入や使用可能な農業機械の有効利用に向けたメンテナンスを支援しています。
- 被災農家の次期作に必要な生産資材(肥料、農業用薬剤など)の共同購入などを支援しています。
- 土壌中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用などに対して支援しています。
- 早期の営農再開を目指す地域において普及指導員が行う土壌分析、被災農業者への相談・指導活動などに対して支援しています。
- 国は、以上の対策を実施する都道府県、市町村、農業者の組織する団体、NPO法人などに対して、事業費の1 / 2以内を都道府県向け交付金により補助しています。

お問い合わせ先 ▶ P65参照





10 農地・農業水利施設の補強などを支援します

→3次補正 25億円

〈震災対策・戦略作物生産基盤整備事業〉

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強などを支援します。

- 震災によって機能の障害が生じた農地・農業水利施設の補修を補助します。
- 機能の障害はないが、傾き、継ぎ目ズレなどの損傷があり、余震などによる損傷の進行が懸念されている老朽施設の補修を補助します。
- 国は、事業費の半額を補助します。
※中山間地域(6法指定地域)などについては55%

お問い合わせ先 ▶ 東北:東北農政局整備部水利整備課

TEL 022-261-8305 (月~金 9:15 ~ 18:00 祝日除く)
FAX 022-216-4287

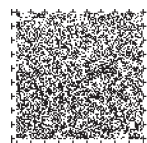
関東:関東農政局整備部水利整備課

TEL 048-740-0046 (月~金 9:15 ~ 18:00 祝日除く)
FAX 048-600-0624

北陸:北陸農政局整備部水利整備課

TEL 076-232-4715 (月~金 8:30 ~ 17:15 祝日除く)
FAX 076-234-8051

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局農地資源課
TEL 03-6744-2208(月~金 9:30~18:15 祝日除く)
FAX 03-3592-0302



11 被災した土地改良区の機能回復を支援します

→3次補正 1.5億円

〈被災土地改良区復興支援事業〉

被災した土地改良区※の業務運営の維持や体制の再構築に対して、営農が再開されるまでの3年間、支援します。

- 被災した土地改良区の金融機関からの借入資金について発生する利子に対して助成(無利子化)します。
- 津波や地震により流失、損壊した事務機器、業務書類の復旧費用に対して助成します。

※土地改良区:土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づいて設立される公共法人。
営農に不可欠な土地改良施設の管理、地区内の農業用水の配水調整などを行っている。

お問い合わせ先 ▶ P66参照



12 被災した水路の補修などを行う集落を支援します

→3次補正 6億円

〈農地・水保全管理支払交付金〉

東日本大震災で被災した水路の補修などに取り組む集落に対して、地域協議会などを通じて復旧活動支援交付金を交付します。

■支払単価

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

お問い合わせ先 ▶ P66参照





**13 農作物の生産が困難となった農業者に
支援金を交付しています**

→1次補正 **52億円**

→3次補正 **21億円**

〈被災農家経営再開支援事業〉

復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合などを通じてその活動に応じ経営再開支援金をお支払いしています(地域で復興組合などを組織)。

- 水田作物・野菜・果樹については、農作物の作付けが困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行う面積に対して支援金を交付しています。

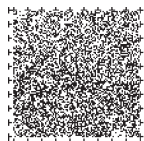
営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注:単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去などを行う場合

- 畜産については、飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付しています。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円/頭
肉用牛(肥育経営)	21,700 ~ 59,000円/頭
肉用牛(育成経営)	10,500 ~ 13,200円/頭
豚(繁殖豚)	22,400円/頭
鶏(採卵鶏)	12,000円/1,000羽

お問い合わせ先 ▶ 県または市町村を通じ、または農林水産省生産局(P66参照)



**14 地域農業の復興に向けた計画づくりと
農地集積などの取組を総合的に支援します**

→3次補正 **11億円**

〈地域農業経営再開復興支援事業〉

地域農業の復興に向けて、集落での徹底した話し合いをもとに、地域の中心となる経営体などを明らかにした「経営再開マスタープラン」を作成した地域において、中心となる経営体への農地集積の取組、経営再開に向けた経営能力向上の取組などを支援します。

〈被災地域農地集積支援金〉

経営再開マスタープランを作成した集落において、農地を所有する離農者、農地の相続人などが、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、10年以上の貸付け(農作業委託も含む)についての白紙委任を行った場合に、支援金(3万円/10a)を交付します。

※白紙委任とは、農地の貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

〈被災農業者経営能力向上事業〉

経営再開マスタープランに位置づけられた農業者に対し、営農再開のために必要な研修などを受講した場合に助成を行います。

事業	支援単価
被災地域農地集積支援金	3万円/10a
被災農業者経営能力向上事業	3万円(上限)/1研修当たり

お問い合わせ先 ▶ 経営再開マスタープランの作成

被災農業者経営能力向上事業

農林水産省経営局経営政策課集落営農グループ

TEL 03-6744-0577 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

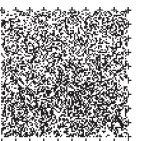
FAX 03-3502-6007

被災地域農地集積支援金

農林水産省農地政策課農地流動化グループ

TEL 03-6744-2151 (月~金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX 03-3592-6248





15 実質無利子・無担保・無保証人で借入れができます →1次補正 **74億円**
→3次補正 **137億円**

〈農業者等の金融支援〉

農家の方々が一定期間(最大18年間)実質無利子・無担保・無保証人で融資が受けられるよう、国が支援しています。融資枠は830億円です。

- 中長期の運転資金、農業用機械・施設の修理・導入などのための資金の融通が受けられます。

お問い合わせ先 **日本政策金融公庫**
TEL **0120-154-505** (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)
出張相談 (http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news231017_2.pdf)
またはお近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局金融調整課
TEL 03-3501-3726(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3502-8081

16 生産資材購入などのための借入れを無利子化しました →1次補正 **4億円**

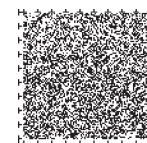
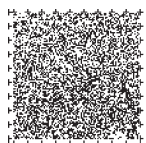
〈被害農家営農資金利子補給等補助金〉

農林漁業者の方々が、経営の復旧に必要な生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられるよう、国が支援しています。融資枠は1,000億円です。

- 例えば、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、薪炭原木、しいたけほだ木などの購入資金として250万円、家畜などの取得資金として600万円をそれぞれ上限に融資が受けられます。

お問い合わせ先 **お近くの金融機関(農協、銀行、信金など)**

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局総務課
TEL 03-3502-6442(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-7697



17 土地改良のための借入れにかかる利子を3年間助成しています →1次補正 **5億円**

〈東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成〉

東日本大震災により一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を最大3年間助成しています。

お問い合わせ先 **東北:東北農政局整備部農地整備課**
TEL **022-221-6289** (月~金 9:15~18:00 祝日除く)
FAX **022-216-4287**
関東:関東農政局整備部農地整備課
TEL **048-740-0049** (月~金 9:15~18:00 祝日除く)
FAX **048-600-0624**
北陸:北陸農政局整備部農地整備課
TEL **076-232-4725** (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX **076-234-8051**
東海:東海農政局整備部農地整備課
TEL **052-223-4638** (月~金 9:15~18:00 祝日除く)
FAX **052-219-2667**

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省農村振興局農地資源課
TEL 03-3502-6277(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0302



森林・林業のみなさま

森林・林業・木材産業の復旧を支援しています

1 被災された方々の林業分野での就業を支援します

→3次補正 0.4億円

新規

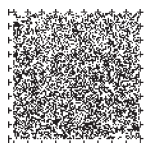
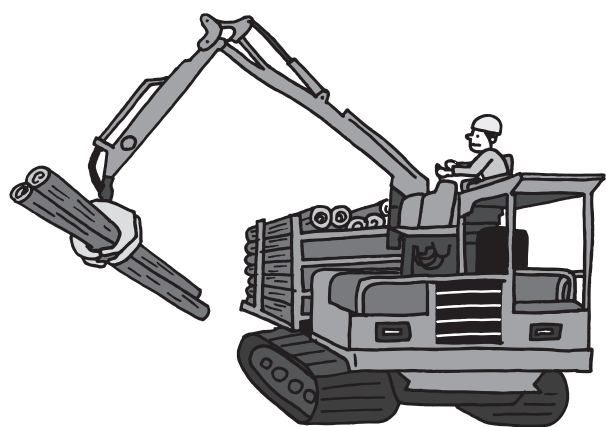
〈震災復興林業人材育成対策事業〉

- 岩手県、宮城県、福島県において、就業相談会を開催するとともに、林業事業者が、被災された方々を新たに雇用した場合、3カ月程度のトライアル雇用による研修*にかかる費用を、国が支援します。
※研修中は、雇用契約に基づいた賃金が支払われます。

お問い合わせ先 ▶ 林野庁経営課林業労働対策室

TEL 03-3502-1629 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1649



新規

2 木材加工流通施設などの復旧を支援します

→3次補正 112億円

〈木材加工流通施設等復旧事業〉

- ①木材加工流通施設の復旧等
被災した製材、合板、チップ工場などの復旧整備や点検修理などを支援します。
- ②特用林産施設等復旧・再建対策
きのこや木炭などの生産、加工および流通施設の整備や生産資材の購入、簡易ハウスなど放射性物質の防除施設の整備、種苗の生産施設や育苗機械などの整備を支援します。
- ③林業機械の復旧
高性能林業機械などの整備を支援します。

①～③のいずれの事業も、国は事業費の1/2を補助します。

お問い合わせ先 ▶ P67参照

この事業についてのお問い合わせ先:

①の事業 林野庁林政部木材産業課

TEL 03-6744-2291(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3591-6319

②の事業

[きのこ・木炭など関係] 林野庁林政部経営課

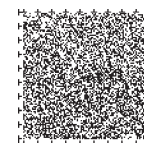
TEL 03-3502-8059(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3502-8085

[種苗関係] 林野庁森林整備部研究・保全課

TEL 03-3502-8243(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3502-2887

③の事業 林野庁林政部経営課

TEL 03-3502-8055(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3502-1649



森林・林業のみなさま

3

森林・林業施設の復旧のための借入れを
実質無利子化・無担保・無保証人にしました

→1次補正 5億円

〈災害復旧関係資金利子助成事業〉

林業者・木材産業者が、被害を受けた森林・林道・林業施設などの復旧に必要な資金や
運転資金について、日本政策金融公庫から、実質無利子・無担保・無保証人で借りるこ
とができます。

- 融資枠は35億円です。

お問い合わせ先 ▶ 全国木材協同組合連合会

TEL 03-3580-3215 (月～金 9:30～19:00 祝日除く)

FAX 03-3580-3226



4

無担保・無保証人・保証料無料で100%の
債務保証を受けられます

→1次補正 94億円

→3次補正 1億円

〈災害復興林業信用保証事業〉

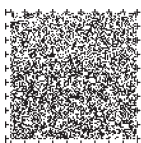
林業者・木材産業者が、民間金融機関から震災の復旧・復興に取り組むために必要な
資金を借り受ける場合、(独)農林漁業信用基金から、無担保・無保証人・保証料無料で
100%の債務保証を受けることができます。

- 追加保証枠は153億円です。(1次補正保証枠182億円)

お問い合わせ先 ▶ (独)農林漁業信用基金

TEL 03-3294-5585 (月～金 9:00～18:00 祝日除く)

FAX 03-3294-5595



5

森林組合の経営再建のための借入れを、実質無利子化しました

〈森林組合経営再建緊急支援事業〉

被災森林組合が、民間金融機関から経営再建などのために借り入れる資金について、
最大2%まで利子助成し実質無利子化しました。

- 融資枠は23億円です。

お問い合わせ先 ▶ 全国森林組合連合会

TEL 03-3294-9711 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-3293-4726

6

生産資材購入などのための
借入れを無利子化しました

→1次補正 4億円

〈被害農家営農資金利子補給等補助金〉

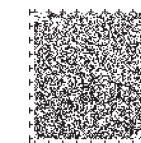
農林漁業者の方々が、経営の復旧に必要となる生産資材の購入などのために無利子
で融資が受けられるよう、国が支援しています。融資枠は1,000億円です。

- 例えば、種苗、肥料、薬剤、薪炭原木、しいたけほだ木などの購入資金として250
万円を上限に融資が受けられます。

お問い合わせ先 ▶ お近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先:農林水産省経営局総務課

TEL 03-3502-6442(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3592-7697



ガス・石油関連事業のみなさま

ガス・石油に関する事業の復旧を支援しています

1 ガス製造設備などの復旧事業経費の5割を補助しています

→1次補正 20億円

〈被災ガス関連設備の復旧支援〉

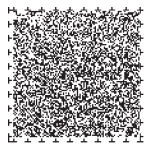
大きな被害を受けた宮城県、岩手県、福島県におけるガス製造設備、ガス導管などの設備の復旧を支援しています。

- 被災されたガス事業者のうち、被災状況から自力での復旧が著しく困難な中小規模の事業者を支援しています。
- 事業者の復旧経費の半額を補助しています。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁ガス市場整備課

TEL 03-3501-2963 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-3580-8541



2 LPガス充てん所設備の復旧経費の5割を補助しています

→1次補正 15億円

〈被災LPガス関連設備の復旧支援〉

大きな被害を受けた宮城県、岩手県、福島県におけるLPガス充てん所の設備の復旧を支援しています。

- 被災した充てん所のうち、中小企業事業者が所有するもので特に重要な拠点の復旧を支援しています。
- 事業者の復旧経費の半額を補助しています。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油流通課

TEL 03-3501-1320 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-3501-1837

3 ポータブル計量器の設置費用などを定額補助しています

→1次補正 5億円

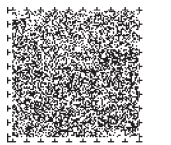
〈被災地域簡易給油所設置等支援事業〉

大震災によって営業不能となった揮発油販売事業者に対し、ポータブル計量器の設置費用などを定額補助しています。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油流通課

TEL 03-3501-1320 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-3501-1837



ガス・石油関連事業のみなさま

4 給油設備の補修や給油所の安全点検にかかる費用を定額補助しています →1次補正 **46億円**

〈被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業〉

被災地域における揮発油販売事業者に対し、損壊した給油設備の補修や全壊したSSの撤去、安全点検にかかる費用を定額補助することで、被災地SSの早期立ち上げを支援しています。

お問い合わせ先 ▶ **資源エネルギー庁石油流通課**
 TEL 03-3501-1320 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)
 FAX 03-3501-1837

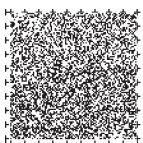
5 運転資金の100%の信用保証枠を創設し資金繰りを支援しています →1次補正 **51億円**

〈石油製品販売業災害特別保証事業〉

運転資金の100%の信用保証枠を創設し、大震災により経営が悪化している揮発油販売事業者の資金繰りを支援しています。

- 揮発油販売事業者が金融機関から資金調達する際に債務保証のための基金の造成先である民間団体などが保証人となり、金融機関に対し、借入債務を保証しています。

お問い合わせ先 ▶ **資源エネルギー庁石油流通課**
 TEL 03-3501-1320 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)
 FAX 03-3501-1837



生活衛生関係営業のみなさま



生活衛生関係業者などの復旧のための融資 →1次補正 **21億円**
 →3次補正 **31億円**

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係業者など*の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資しています。

*飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店)、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

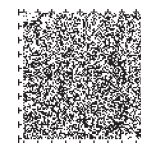
■東日本大震災復興特別貸付

	現行		拡充		
貸付対象	災害貸付 ①直接被害者 ②間接被害者	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金) ③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	東日本大震災復興特別貸付 ①直接被害者 ②間接被害者 ③その他震災の影響を受けた者(計画停電、風評など) 原発被害者も対象		
貸付限度	3,000万円(上乗せ)	5,700万円(別枠)	6,000万円(上乗せ)		5,700万円(別枠)
貸付期間(据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	運転8年 (3年)	設備20年 運転15年(組合など) (5年)	設備15年 運転15年(組合など) (3年)	運転8年 (3年)
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 1,000万円以内: 基準利率-0.9% 1,000万円超: 基準利率 (4年以降) 基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (当初3年) ※ 特別利率(G、N、R) (4年以降) 基準利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 3,000万円以内 ※ ①基準利率-1.4% ②基準利率-0.9% 3,000万円超 ※ ①基準利率-0.5% ②基準利率 (4年以降) ※ ①基準利率-0.5% ②基準利率		基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (全期間) 特別利率(G、N、R) G:基準利率-0.2% N:基準利率-0.3% R:基準利率-0.5%

※ G:雇用の維持または拡大
 N:売上減少
 R:雇用の維持または拡大+売上減少

※ 売上減少などの要件に該当すれば、表示利率より最大0.5%引下げ

お問い合わせ先 ▶ **日本政策金融公庫**
 ☎0120-154-505 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)
 ☎0120-220-353 (土日祝日 9:00～17:00)



その他の支援



輸出品に対する風評被害対策に対応しています

①〈貿易円滑化事業〉 →1次補正 7億円 →3次補正 13億円

風評被害による物流の停滞を防ぐため、国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線量検査の検査料の一部を補助します。

②〈放射線量測定指導・助言事業〉 →3次補正 0.8億円

福島第一原子力発電所の事故による工業製品などの風評被害への対策として、民間事業者などからの要請に応じて、福島県を中心として工業製品などの放射線量測定などに関する指導・助言を行う専門家チームを派遣します。

お問い合わせ先 ①について 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

TEL 03-3501-1662 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-2082

②について 経済産業省地域経済産業グループ地域技術課

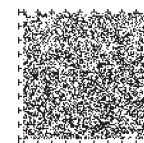
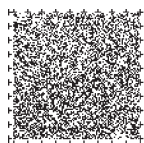
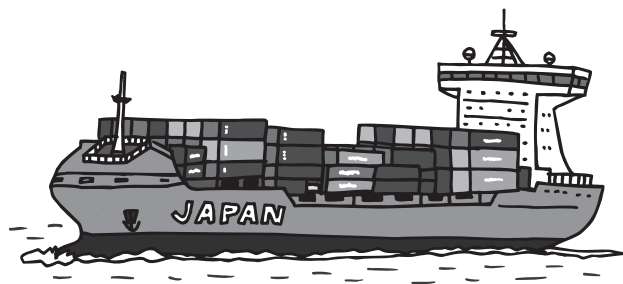
TEL 03-3501-8794 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7917

東北経済産業局復興対策チーム

TEL 022-221-4813 (月~金 9:00~17:30 祝日除く)

FAX 022-265-2349



参考 ご質問に対するお答え

8月19日発行の事業再建ハンドブックにいただいたご質問にお答えします。

●ご質問

業種ごとに複数の支援策が紹介されていますが、どれか1つを選ばないといけないのでしょうか。それとも、複数の支援策の併用はできるのでしょうか？

●お答え

支援策によっては、複数の支援策を組み合わせる場合があります。詳しくはそれぞれの支援策の「お問い合わせ先」におたずね下さい。

〈例〉漁船などの導入費補助(P27)とその自己負担分についての漁業者向けの金融支援(P32)については、条件が合えば、双方の併用(補助金で賄いきれない部分について、実質無利子・無担保・無保証人での融資を受けること)が可能です。

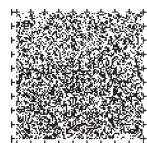
再建福島国際復興事業(S11) 大企業のみならず 中小企業のみならず 水産業のみならず 農業のみならず 森林・林業のみならず ガス・石油関連産業のみならず 生活福祉関係産業のみならず その他の支援

再建福島国際復興事業(S11) 大企業のみならず 中小企業のみならず 水産業のみならず 農業のみならず 森林・林業のみならず ガス・石油関連産業のみならず 生活福祉関係産業のみならず その他の支援

お問い合わせ先一覧

●ハローワーク

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
盛岡	019-651-8811	019-654-9305
沼宮内	0195-62-2139	0195-62-1312
釜石	0193-23-8609	0193-23-1572
遠野	0198-62-2842	0198-62-1079
宮古	0193-63-8609	0193-62-2267
花巻	0198-23-5118	0198-22-5477
一関	0191-23-4135	0191-26-3418
水沢	0197-24-8609	0197-22-3807
北上	0197-63-3314	0197-63-7734
大船渡	0192-27-4165	0192-27-0134
二戸	0195-23-3341	0195-25-4782
久慈	0194-53-3374	0194-53-6174
盛岡新卒応援ハローワーク	019-653-8609	019-653-8608
〈宮城県〉		
仙台	022-299-8811	022-299-8830
大和	022-345-2350	022-345-0596
石巻	0225-95-0158	0225-22-2442
石巻(立町臨時庁舎) 職業相談コーナー	0225-21-5390	0225-94-9501
高卒(予定)者相談コーナー	0225-21-5391	0225-94-9540
塩釜	022-362-3361	022-362-1531
古川	0229-22-2305	0229-22-2353
大河原	0224-53-1042	0224-52-3989
白石	0224-25-3107	0224-25-8977
築館	0228-22-2531	0228-22-6892
迫	0220-22-8609	0220-22-9579
気仙沼	0226-41-6720	0226-22-9241
仙台新卒応援ハローワーク	022-726-8055	022-726-8058
〈福島県〉		
福島	024-534-4121	024-534-0423



平	0246-23-1421	0246-22-1088
磐城	0246-54-6666	0246-54-6667
勿来	0246-63-3171	0246-77-0165
会津若松	0242-26-3333	0242-38-2332
南会津	0241-62-1101	0241-63-1056
喜多方	0241-22-4111	0241-22-3881
郡山	024-942-8609	024-941-1940
白河	0248-24-1256	0248-23-4749
須賀川	0248-76-8609	0248-75-4930
相双	0244-24-3531	0244-24-3532
相馬	0244-36-0211	0244-37-2376
富岡(ハローワーク平に併設)	0246-24-3055	0246-22-1088
二本松	0243-23-0343	0243-62-2737
福島新卒応援ハローワーク	024-534-0466	024-534-0441

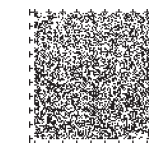
●労働局

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 岩手労働局	019-604-3001(代)	019-604-1531
〈宮城県〉 宮城労働局	022-299-8833(代)	022-299-8846
〈福島県〉 福島労働局	024-536-4600(代)	024-535-6595

●経済産業局

	電話番号	FAX番号
北海道経済産業局産業技術課	011-709-5441	011-709-1786
東北経済産業局産業技術課	022-221-4897	022-265-2349
関東経済産業局産業技術課	048-600-0237	048-601-1287
中部経済産業局産業技術課	052-951-2774	052-950-1764
近畿経済産業局産業技術課	06-6966-6017	06-6966-6080
中国経済産業局次世代産業課	082-224-5680	082-224-5645
四国経済産業局産業技術課	087-811-8518	087-811-8555
九州経済産業局技術企画課	092-482-5462	092-482-5392
内閣府沖縄総合事務局地域経済課	098-866-1730	098-860-1375

〈受付時間〉
月～金 9:00～17:15 祝日除く



お問い合わせ先一覧

●漁港施設等災害復旧事業 ●漁港施設等災害関連事業 ●災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策

〈受付時間〉
平日 9:00~17:00

	電話番号	FAX番号
北海道 水産林務部漁港漁村課	011-204-5474	011-232-4139
青森県 農林水産部水産局漁港漁場整備課	017-734-9614	017-734-8167
岩手県 農林水産部漁港漁村課	019-629-5830	019-629-5824
	019-629-5829	
宮城県 農林水産部水産業基盤整備課	022-211-2942	022-211-2949
秋田県 農林水産部水産漁港課	018-860-1889	018-860-3849
福島県 土木部河川港湾総室港湾課	024-521-7496	024-521-7716
茨城県 水産振興課	029-301-4125	029-301-4129
千葉県 漁港課	043-223-3021	043-201-2617

●養殖施設災害復旧事業 ●さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

〈受付時間〉
平日 9:00~17:00

	電話番号	FAX番号
北海道 水産林務部水産振興課(養殖施設)	011-204-5468	011-232-1578
水産林務部漁業管理課(さけ・ます)	011-204-5480	011-232-1095
青森県 農林水産部水産振興課(栽培・資源管理G)	017-734-9594	017-734-8166
岩手県 農林水産部水産振興課	019-629-5818	019-629-5824
宮城県 農林水産部水産業基盤整備課	022-211-2943	022-211-2940
福島県 農林水産部生産流通総室水産課	024-521-7379	024-521-7940
茨城県 農林水産部水産振興課	029-301-4114	029-301-4129

●水産業共同利用施設復旧支援事業

〈受付時間〉
月~金 9:30~18:15 祝日除く

	電話番号	FAX番号
水産庁加工流通課	03-6744-2349	03-3508-1357

●水産業共同利用施設復旧整備事業

〈受付時間〉
月~金 9:30~18:15 祝日除く

	電話番号	FAX番号
水産庁防災漁村課	03-6744-2391	03-3581-0325

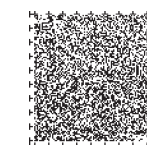
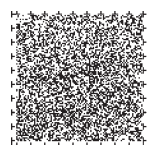
●漁船保険・漁業共済の保険金等の支払

〈受付時間〉

●漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業

平日 9:00~17:00

	電話番号	FAX番号
〈漁船保険組合〉		
根釧	0153-24-2215	0153-23-2637
宗谷	0162-22-5360	0162-22-5362
日振勝	0146-22-3131	0146-22-5839
道南	0138-23-3246	0138-22-7567
北見	0152-44-6221	0152-44-4717
青森県	017-723-1313	017-773-3905
岩手県	019-622-2928	019-623-4832
宮城県	022-224-1028	022-267-1171
福島県	0246-29-2323	0246-29-0018
茨城県	029-221-8526	029-231-9365
千葉県	043-242-6861	043-243-8115
日本鯉鮭	03-5646-2665	03-5646-2676
全国広域	03-3591-3109	03-3591-3010
東京都	03-3458-1433	03-3458-2361
新潟県	025-241-1610	025-241-6049
富山県	076-432-1343	076-441-6720
石川県	076-234-8823	076-263-8653
静岡県	054-251-3666	054-251-3671
愛知県	052-971-3917	052-971-3727
三重県	059-226-6521	059-226-6575
和歌山県	073-422-8883	073-431-8650
島根県	0852-21-0003	0852-27-5729
徳島県	088-636-0533	088-636-0534
高知県	088-875-3237	088-825-1706
大分県	097-538-1177	097-538-1179
宮崎県	0985-27-8001	0985-22-7072
鹿児島県	099-257-5311	099-251-3829



お問い合わせ先一覧

●漁船保険・漁業共済の保険金等の支払

〈受付時間〉

●漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業

平日 9:00~17:00

	電話番号	FAX番号
〈漁業共済組合〉		
北海道	011-241-6761	011-241-6825
青森	017-722-4044	017-722-5551
岩手	019-625-2281	019-625-7896
宮城	022-367-7705	022-367-7712
千葉	043-242-6826	043-242-6836
三重	059-226-6141	059-227-3220
兵庫	078-919-1256	078-919-1257
徳島	088-636-0540	088-636-0541
香川	087-851-4486	087-851-2805
愛媛	089-933-9238	089-947-5854
宮崎	0985-27-6712	0985-27-6716
鹿児島	099-256-7725	099-258-0665
〈全国合同漁業共済組合〉		
福島県	0246-28-4747	0246-84-7250
茨城県	029-225-1036	029-222-1031
東京都	03-3458-9811	03-3458-4030
神奈川県	045-778-5007	045-771-5799
静岡県	054-252-7884	054-252-7884
愛知県	052-961-2646	052-951-0608
大阪・和歌山	073-433-3470	073-425-2836
高知県	088-822-4825	088-822-4826
大分県	097-536-4528	097-534-4178
沖縄県	098-860-2625	098-860-2675
〈全国漁業共済組合連合会〉		
	03-3294-9651	03-3295-0625

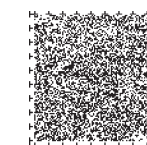
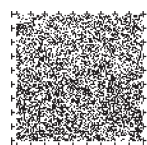
●水産関係資金無利子化事業、漁業者等緊急保証対策事業

〈受付時間〉

(漁業近代化資金等について)

平日 9:00~15:00

	電話番号	FAX番号
北海道信用漁業協同組合連合会	011-261-7822	011-241-9265
青森県信用漁業協同組合連合会	017-722-1471	017-773-1568
岩手県信用漁業協同組合連合会	019-623-8315	019-625-7323
宮城県漁業協同組合	0225-21-5713	0225-21-5621
秋田県漁業協同組合	018-845-1311	018-846-5039
山形県漁業協同組合	0234-24-5611	0234-22-6455
福島県信用漁業協同組合連合会	0246-29-2331	0246-29-2330
茨城県信用漁業協同組合連合会	029-221-6281	029-226-4307
千葉県信用漁業協同組合連合会	043-242-5261	043-242-5656
東京都信用漁業協同組合連合会	03-3458-3031	03-3458-3025
神奈川県信用漁業協同組合連合会	045-778-3880	045-771-2105
新潟県信用漁業協同組合連合会	025-241-7291	025-243-6756
富山県信用漁業協同組合連合会	076-441-3528	076-442-1277
福井県信用漁業協同組合連合会	0776-21-6080	0776-27-3520
石川県信用漁業協同組合連合会	076-234-8821	076-233-1273
静岡県信用漁業協同組合連合会	054-273-4447	054-255-3051
愛知県信用漁業協同組合連合会	052-962-1481	052-951-7678
三重県信用漁業協同組合連合会	059-226-6134	059-226-6160
滋賀県漁業協同組合連合会	077-524-2418	077-525-4795
京都府信用漁業協同組合連合会	0773-75-4195	0773-75-4191
大阪府漁業協同組合連合会	072-422-4763	072-437-2783
兵庫県信用漁業協同組合連合会	078-919-1210	078-919-1211
和歌山県信用漁業協同組合連合会	073-432-0761	073-432-5050
鳥取県信用漁業協同組合連合会	0857-23-1351	0857-22-0234
漁業協同組合JFしまね	0852-21-0002	0852-21-0118
岡山県漁業協同組合連合会	086-262-4443	086-262-4453
広島県信用漁業協同組合連合会	082-247-2301	082-241-2234
山口県漁業協同組合	083-231-4282	083-231-4284
徳島県信用漁業協同組合連合会	088-636-0530	088-636-0531
香川県信用漁業協同組合連合会	087-851-5311	087-822-1168



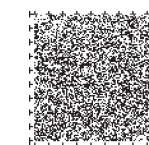
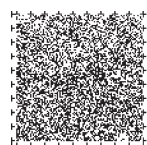
お問い合わせ先一覧

	電話番号	FAX番号
愛媛県信用漁業協同組合連合会	089-933-8716	089-932-9809
高知県信用漁業協同組合連合会	088-823-2251	088-824-3117
福岡県信用漁業協同組合連合会	092-751-2064	092-771-4624
佐賀県信用漁業協同組合連合会	0952-22-3180	0952-24-2262
長崎県信用漁業協同組合連合会	095-829-2470	095-822-8198
熊本県漁業協同組合連合会	096-356-8551	096-356-8594
大分県漁業協同組合	097-534-1522	097-537-2052
宮崎県信用漁業協同組合連合会	0985-27-4177	0985-27-1163
鹿児島県信用漁業協同組合連合会	099-253-5531	099-253-5532
沖縄県信用漁業協同組合連合会	098-860-2611	098-860-2612
農林中央金庫本店相談ダイヤル	0120-055-132 (平日 9:00~18:00)	

●漁業者等緊急保証対策事業

	電話番号	FAX番号	受付時間
北海道漁業信用基金協会	011-281-2816	011-251-6950	平日9:00~17:00
青森県漁業信用基金協会	017-723-2714	017-723-2624	平日8:30~17:00
岩手県漁業信用基金協会	019-623-5281	019-623-5284	平日8:45~17:00
宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326	022-262-7567	平日8:45~17:00
秋田県漁業信用基金協会	018-823-7362	018-823-7365	平日8:30~17:00
山形県漁業信用基金協会	0234-24-2604	0234-26-8933	平日8:30~17:00
福島県漁業信用基金協会	0246-29-4433	0246-29-4499	平日8:30~17:00
茨城県漁業信用基金協会	029-226-0717	029-231-0342	平日9:00~17:00
栃木県漁業信用基金協会	028-664-0237	028-664-0238	平日9:30~16:30
千葉県漁業信用基金協会	043-241-5510	043-241-5795	平日9:00~17:00
東京都漁業信用基金協会	03-3458-2431	03-3458-2431	平日9:00~17:00
神奈川県漁業信用基金協会	045-778-5070	045-778-5071	平日8:30~17:00
新潟県漁業信用基金協会	025-245-0814	025-241-4599	平日8:30~17:00
富山県漁業信用基金協会	076-441-6127	076-431-4637	平日8:30~17:00
福井県漁業信用基金協会	0776-22-6279	0776-22-7642	平日8:45~17:20
石川県漁業信用基金協会	076-234-8827	076-233-2653	平日8:50~17:00
静岡県漁業信用基金協会	054-251-0717	054-253-6170	平日9:00~17:00

愛知県漁業信用基金協会	052-950-2737	052-961-0938	平日8:45~17:30
三重県漁業信用基金協会	059-226-6441	059-226-6927	平日8:30~17:00
滋賀県漁業信用基金協会	077-528-3871	077-528-4885	平日8:30~17:15
京都府漁業信用基金協会	0773-77-2238	0773-76-5667	平日8:45~17:00
大阪府漁業信用基金協会	06-6945-5690	06-6945-5690	平日9:00~17:00
兵庫県漁業信用基金協会	078-919-1314	078-919-1318	平日8:45~17:15
和歌山県漁業信用基金協会	073-432-4800	073-431-9106	平日8:45~17:15
鳥取県漁業信用基金協会	0857-26-8392	0857-29-4627	平日8:30~17:15
島根県漁業信用基金協会	0852-21-0006	0852-27-2540	平日8:30~17:00
岡山県漁業信用基金協会	086-234-2711	086-234-2715	平日8:30~17:00
広島県漁業信用基金協会	082-247-1989	082-247-1728	平日8:30~17:15
山口県漁業信用基金協会	083-261-1237	083-261-1238	平日8:30~17:15
徳島県漁業信用基金協会	088-636-0535	088-636-0536	平日8:30~17:00
香川県漁業信用基金協会	087-851-5424	087-851-5425	平日8:30~17:00
愛媛県漁業信用基金協会	089-933-5126	089-931-0595	平日8:30~17:00
高知県漁業信用基金協会	088-873-7693	088-873-7693	平日8:30~17:00
福岡県漁業信用基金協会	092-781-4981	092-781-4982	平日9:00~17:00
佐賀県漁業信用基金協会	0952-23-7823	0952-29-2303	平日8:30~17:00
長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171	095-827-0915	平日8:45~17:00
熊本県漁業信用基金協会	096-329-9400	096-329-9401	平日8:15~17:00
大分県漁業信用基金協会	097-532-3496	097-538-0226	平日8:30~17:00
宮崎県漁業信用基金協会	0985-29-1313	0985-29-1314	平日8:30~17:00
鹿児島県漁業信用基金協会	099-253-8815	099-253-7659	平日8:30~17:00
沖縄県漁業信用基金協会	098-860-2633	098-860-2634	平日8:30~17:15
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	03-5646-2658	03-5646-2677	平日9:00~17:00



お問い合わせ先一覧

●被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

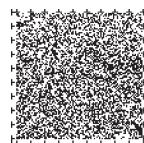
	電話番号	FAX番号	受付時間	
農林水産省農村振興局農村計画課 耕作放棄地活用推進室	03-6744-2442	03-3501-9580	月～金 9:30～18:15	祝日除<
東北:東北農政局整備部農地整備課	022-221-6289	022-216-4287	月～金 9:15～18:00	祝日除<
関東:関東農政局整備部農地整備課	048-740-0047	048-600-0624	月～金 9:15～18:00	祝日除<
北陸:北陸農政局整備部農地整備課	076-232-4725	076-234-8051	月～金 8:30～17:15	祝日除<

●農山漁村被災者受入円滑化支援事業

	電話番号	FAX番号	受付時間	
農林水産省農村振興局 中山間地域振興課	03-6744-2498	03-3592-1482	月～金 9:30～18:15	祝日除<

●土地改良法の特例措置等 ●災害復旧事業等

	電話番号	FAX番号	受付時間	
東北:東北農政局整備部防災課	022-262-1394	022-216-4287	月～金 9:15～18:00	祝日除<
関東:関東農政局整備部防災課	048-740-0054	048-740-0083	月～金 9:15～18:00	祝日除<
北陸:北陸農政局整備部防災課	076-232-4727	076-234-8051	月～金 8:30～17:15	祝日除<
東海:東海農政局整備部防災課	052-223-4640		月～金 9:15～18:00	祝日除<

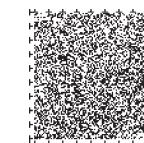


●農林水産業共同利用施設災害復旧事業

	電話番号	FAX番号	受付時間	
〈農業協同組合関係〉				
東北農政局経営・事業支援部 経営支援課	022-221-6217	022-722-7378	月～金 9:00～17:00	祝日除<
関東農政局総務部検査課	048-740-0020	048-601-0510	月～金 9:15～17:00	祝日除<
北陸農政局総務部検査課	076-241-3154	076-241-5055	月～金 9:00～17:00	祝日除<
東海農政局総務部検査課	052-223-4616	052-219-2666	月～金 9:00～17:00	祝日除<
近畿農政局総務部検査課	075-414-9015	075-414-9057	月～金 9:00～17:00	祝日除<
中国四国農政局総務部検査課	086-224-9408	086-227-1569	月～金 9:00～17:00	祝日除<
九州農政局総務部検査課	096-211-9533	096-211-9589	月～金 9:00～17:00	祝日除<
沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179	月～金 9:00～17:00	祝日除<
農林水産省経営局総務課	03-3502-6442	03-3592-7697	月～金 9:30～18:15	祝日除<
〈漁業協同組合関係〉				
水産庁防災漁村課	03-3502-5638	03-3581-0325	月～金 9:30～18:15	祝日除<
〈森林組合関係〉				
林野庁木材産業課	03-3502-8062	03-3591-6319	月～金 9:30～18:15	祝日除<

●東日本大震災農業生産対策交付金

	電話番号	FAX番号	受付時間
農林水産省生産局総務課生産推進室	03-3502-5945	03-3502-8518	平日 9:30～18:15
東北農政局生産部生産振興課	022-221-6179	022-217-4180	平日 9:00～17:00
関東農政局生産部生産振興課	048-740-0407	048-601-0533	平日 9:00～17:00
北陸農政局生産部生産振興課	076-232-4302	076-232-5824	平日 9:00～17:00
東海農政局生産部生産振興課	052-223-4622	052-218-2793	平日 9:00～17:00
近畿農政局生産部生産振興課	075-414-9020	075-414-9030	平日 9:00～17:00
中国四国農政局生産部生産振興課	086-224-9411	086-232-7225	平日 9:00～17:00
九州農政局生産部生産振興課	096-211-9370	096-211-9745	平日 9:00～17:00
内閣府沖縄総合事務局生産振興課	098-866-1653	098-860-1195	平日 9:00～17:00



お問い合わせ先一覧

●被災土地改良区復興支援事業

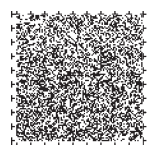
	電話番号	FAX番号	受付時間	
農林水産省農村振興局 土地改良企画課	03-3502-6006	03-3501-4950	月～金 9:30～18:15	祝日除く
東北:東北農政局農村計画部 土地改良管理課	022-221-6252	022-715-8217	月～金 9:15～18:00	祝日除く
関東:関東農政局農村計画部 土地改良管理課	048-740-0506	048-740-0082	月～金 9:15～18:00	祝日除く
北陸:北陸農政局農村計画部 土地改良管理課	076-232-4532	076-263-0256	月～金 8:30～17:15	祝日除く

●農地・水保全管理支払交付金

	電話番号	FAX番号	受付時間	
東北:東北農政局整備部農地整備課	022-221-6289	022-216-4287	月～金 9:15～18:00	祝日除く
関東:関東農政局整備部農地整備課	048-740-0049	048-600-0624	月～金 9:15～18:00	祝日除く
北陸:北陸農政局整備部農地整備課	076-232-4725	076-234-8051	月～金 8:30～17:15	祝日除く
農林水産省農村振興局 農地資源課農地・水保全管理室	03-6744-2447	03-3592-0302	月～金 9:30～18:15	祝日除く

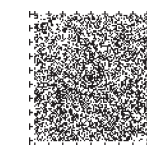
●被災農家経営再開支援事業

	電話番号	FAX番号	受付時間	
〈水田作物について〉				
農林水産省生産局農産部穀物課	03-3597-0191	03-6744-2523	月～金 9:30～18:15	祝日除く
〈野菜・果樹について〉				
農林水産省生産局農産部園芸作物課	03-3501-5961	03-3502-0889	月～金 9:30～18:15	祝日除く
〈畜産について〉				
農林水産省生産局畜産部畜産企画課	03-3502-0874	03-3502-0873	月～金 9:30～18:15	祝日除く



●木材加工流通施設等復旧対策

		電話番号	FAX番号	受付時間
北海道	水産林務部林業木材課	011-204-5491	011-232-1294	8:45～17:30
青森県	農林水産部林政課	017-734-9517	017-734-8145	8:30～17:15
岩手県	農林水産部林業振興課	019-629-5774	019-629-5779	8:30～17:15
宮城県	農林水産部林業振興課	022-211-2912	022-211-2919	8:30～17:15
秋田県	農林水産部林業木材産業課	018-860-1913	018-860-3828	8:30～17:15
山形県	農林水産部森林課	023-630-2526	023-630-2238	8:30～17:15
福島県	農林水産部林業振興課	024-521-7432	024-521-7908	8:30～17:15
茨城県	農林水産部林政課	029-301-4021	029-301-4039	8:30～17:15
栃木県	環境森林部林業振興課	028-623-3277	028-623-3278	8:30～17:15
群馬県	環境森林部林業振興課	027-226-3236	027-223-0154	9:00～17:00
埼玉県	農林部森づくり課	048-830-4318	048-830-4839	8:30～17:15
千葉県	農林水産部森林課	043-223-2966	043-225-7448	8:30～17:15
東京都	産業労働局農林水産部森林課	03-5320-4855	03-5388-1466	9:00～17:30
神奈川県	環境農政局水・緑部森林再生課	045-210-4342	045-210-8849	9:00～17:00
新潟県	農林水産部林政課	025-280-5324	025-283-3841	8:30～17:15
山梨県	森林環境部林業振興課	055-223-1653	055-223-1678	8:30～17:15
長野県	林務部信州の木振興課	026-235-7266	026-235-7364	8:30～17:15
静岡県	経済産業部農林業局林業振興課	054-221-2612	054-221-2751	8:30～17:15



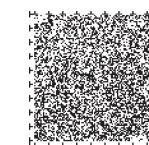
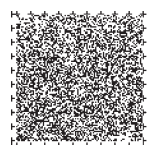
お問い合わせ先一覧

●年金事務所

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
一関年金事務所	00191-23-4246(代)	0191-31-1229
二戸年金事務所	0195-23-4111(代)	0195-23-8829
花巻年金事務所	0198-23-3351(代)	0198-24-1929
宮古年金事務所	0193-62-1963(代)	0193-64-0029
盛岡年金事務所	019-623-6211(代)	019-622-3329
〈宮城県〉		
石巻年金事務所	0225-22-5115(代)	0225-93-8529
大河原年金事務所	0224-51-3112(代)	0224-51-3117
仙台北年金事務所	022-224-0892(代)	022-728-9129
仙台東年金事務所	022-257-6112(代)	022-257-6125
仙台南年金事務所	022-246-5117(代)	022-304-1729
古川年金事務所	0229-23-1200(代)	0229-23-2729
〈福島県〉		
会津若松年金事務所	0242-27-5321(代)	0242-27-4429
郡山年金事務所	024-932-3434(代)	024-938-4429
白川年金事務所	0248-27-4161(代)	0248-27-4129
相馬年金事務所	0244-36-5172(代)	0244-36-1229
平年金事務所	0246-23-5611(代)	0246-25-0729
東北福島年金事務所	024-535-0141(代)	024-535-3529

ご参考(1次補正事業の補助対象検査機関)

	電話番号	FAX番号
一般社団法人全日検	03-5765-2125	03-3454-4785
一般社団法人日本海事検定協会	03-3454-5721	03-3454-5722
財団法人食品環境検査協会	03-3535-4351	03-3522-2330
財団法人新日本検定協会	03-3449-2611	03-3449-2636
財団法人日本食品分析センター	03-3469-7131	03-3469-7009
財団法人日本乳業技術協会	03-3264-1921	03-3264-1569
財団法人日本冷凍食品検査協会	03-3438-1414	03-3438-0974
CCIC・JAPAN株式会社	06-6241-3278	06-6120-3598
社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター	017-762-3620	017-762-3660
住重試験検査株式会社	075-323-6353	075-321-0883
中外テクノス株式会社	03-3863-0055	03-3863-0058
テュフズードジャパン株式会社	03-3372-4894	03-3372-4837
テュフラインランドジャパン株式会社	045-470-1850	045-470-1863



第3次補正予算における新規・拡充項目

● = 新規項目 ● = 拡充項目

東電福島原子力発電所事故のこと

- 観光業に係る中小企業者の風評被害に対し仮払金を支払います…7

すべての事業主のみなさま

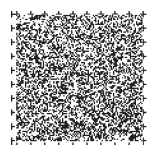
- 職業訓練を支援しています…11
- 就職支援を行っています…11
- 厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています…13
- 被災地域の復興に役立つ産学官連携による実証実験を補助します…13

中小企業のみなさま

- 二重債務対策として、相談窓口の強化や震災前の借入の負担軽減などを行っています…14
- 国内外展示会への出展支援などにより、中小企業の海外展開を支援しています…16
- 金融機関からの借入を債務保証しています…17
- 長期・低利の融資を行っています…18
- 中小企業グループなどが持つ施設などの復旧・整備費のうち3 / 4を補助しています…19
- 被災した中小企業が、設備を再度リースにより導入する際の費用を補助します…19
- 仮設工場、仮設店舗などを整備して貸し出しています…20
- 復旧・復興のために無料で支援専門家を派遣しています…21
- 新卒者などの中小企業での職場実習を通じて中小企業の人材確保を支援します…22
- 中小企業の新商品開発・販路開拓などを支援します…22
- 中小企業の販路開拓などを支援します…23

水産業のみなさま

- 被災した若青年漁業者の漁業再開までの技術習得を支援します…24
- 漁業者、養殖業者のみなさまの経営再建に必要な経費を補助します…25
- 漁港や海岸などの復旧の事業費を補助しています…26
- 漁船や定置網などの漁具の導入費を補助しています…27
- 養殖施設の復旧事業費の最大9割を補助しています…28
- 放流種苗の確保のために必要な経費や取り組みを補助します…29



- 製氷施設、冷凍冷蔵施設などの整備費を補助しています…29
- 遠隔地からの原料確保などに伴い追加的に発生する経費を支援します…30
- 漁業の漂流物の回収に補助金を支給しています…30
- 漁場の大型がれきの回収費などを補助しています…31
- 災害復旧・復興関係資金について、実質無利子化・無担保・無保証人化しています…32

農業のみなさま

- 被災された方々の農業分野での就業を支援します…34
- 耕作放棄地を活用した営農再開を支援します…35
- 移転を希望する農家と受入れ先とのマッチングを支援します…35
- 除塩や区画整理などの事業費の最大9割を補助しています…36
- 区画整理などに伴う農地集積のための調査・調整を支援します…36
- 農業の復旧と施設改築・補強などの災害対策を実施しています…37
- 農協施設などの復旧事業費の最大9割を補助しています…38
- 農地・農業水利施設の補強などを支援します…40
- 被災した土地改良区の機能回復を支援します…41
- 被災した水路の補修などを行う集落を支援します…41
- 農作物の生産が困難になった農業者に支援金を交付しています…42
- 地域農業の復興に向けた計画づくりと農地集積などの取組を総合的に支援します…43
- 実質無利子化・無担保・無保証人で借入れができます…44

森林・林業のみなさま

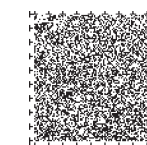
- 被災された方々の林業分野での就業を支援します…46
- 木材加工流通施設などの復旧を支援します…47
- 無担保・無保証人・保証料無料で100%の債務保証を受けられます…48

生活衛生関係営業のみなさま

- 生活衛生関係営業業者などの復旧のための融資…53

その他の支援

- 輸出品に対する風評被害対策に対応しています…54



※「拡充」は、既にある政策について、予算の増額、対象の拡大、適用期間の延長などを行ったものです。